

## 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

1. 施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
2. 焼却室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
3. 焼却室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
4. 焼却室中の焼却ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
5. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
6. 運転を開始する場合は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇します。
7. 運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
8. 焼却室中の焼却ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
9. 集塵機に流入する焼却ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
10. 集塵機に流入する焼却ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下になるようにごみを焼却します。
13. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下になるようにごみを焼却します。
15. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
16. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
17. ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てします。
18. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。